

○松江市立保育所管理運営規則

平成17年3月31日

松江市規則第93号

改正 平成17年3月31日規則第284号

平成17年9月30日規則第322号

平成19年3月30日規則第15号

平成22年2月12日規則第1号

平成22年2月12日規則第2号

平成22年3月26日規則第14号

平成23年7月29日規則第54号

平成24年3月30日規則第31号

平成25年3月29日規則第24号

平成25年9月19日規則第55号

平成26年10月31日規則第50号

平成26年12月19日規則第57号

平成27年3月25日規則第14号

平成29年5月31日規則第31号

平成30年3月22日規則第26号

平成30年10月1日規則第70号

(趣旨)

第1条 松江市立保育所（以下「保育所」という。）の管理運営については、松江市立保育所設置条例（平成17年松江市条例第192号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(収容定員等)

第2条 条例第2条第2項の収容定員は、次のとおりとする。

保育所の名称	収容定員
松江市立白湍保育所	70人
松江市立城東保育所	120人
松江市立御津保育所	60人
松江市立やつか保育園	110人
松江市立揖屋保育園	180人
松江市立意東保育園	80人
松江市立出雲郷保育園	110人

2 松江市立下宇部尾保育所は、休止とする。

(職員及び職務)

第3条 保育所に、松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年松江市条例第89号）に基づき、所長その他必要な職員を置く。

2 所長は、上司の命を受け、保育所業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(保育期)

第4条 保育所の保育期は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(休所日)

第5条 保育を行わない日（以下「休所日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- (4) 特別の事情のため、所長が子育て政策課長を経て松江市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）の承認を受け、休所と定める日

(振替保育)

第6条 所長は、前条の規定にかかわらず、保育所行事その他のため必要があるときは、子育て政策課長を経て福祉事務所長の承認を受け、休所日に振替保

育を行うことができる。

(保育時間)

第7条 保育所における通常保育の保育時間は、子ども・子育て支援法施行細則（平成26年松江市規則第45号。以下この項において「規則」という。）第5条各号に規定する保育必要量の認定区分に応じ、次のとおりとする。

- (1) 規則第5条第1号に規定する保育標準時間認定 午前7時から午後6時まで
- (2) 規則第5条第2号に規定する保育短時間認定 午前8時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、福祉事務所長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(保護者の遵守事項)

第8条 保護者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 開所時刻後に託児し、閉所時刻までに受児すること。
- (2) 登下所の通常経路、付添者及び通所方法を届けること。
- (3) 家庭及び勤務先との連絡方法を届けること。
- (4) 児童の病気、事故欠席その他のことをそのつど連絡報告すること。
- (5) 松江市保育料条例（平成27年松江市条例第10号）に規定する保育料を定められた期限までに納付すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保育所の管理運営上所長が特に必要と認めて指示する事項

(組編成)

第9条 所長は、松江市保育所における保育の実施に関する規則（平成26年松江市規則第50号）に規定する保育所入所承諾書を受けたときは、保育所保育指針に基づき、児童の年齢、発達状況その他を参考として組を編成するものとする。

(業務分担)

第10条 所長は、組担任等職員の業務分担を毎年度当初に定めなければならない。

(保育計画)

第11条 所長は、保育所保育指針に基づき、保育計画を作成しなければならない。

(指導計画)

第12条 保育士は、定められた様式により指導計画を作成し、所長に提出しなければならない。

(所外保育活動等)

第13条 特別保育活動、保育所行事等を実施するに当たっては、周到なる計画を立て、特に児童の保健及び安全のため適切な措置を講じ、保育効果を上げることに努めなければならない。

2 所長は、保育所以外における遠足その他特別保育活動等については、あらかじめ子育て政策課長を経て福祉事務所長に届け出なければならない。

(事故等の報告)

第14条 所長は、次に掲げる場合においては、直ちにその状況及びてん末を上司に報告しなければならない。

- (1) 保育所において児童に死亡、重度の傷害その他の重大な事故が発生したとき。
- (2) 児童に感染症その他の集団事故が発生したとき。
- (3) 保育所が天災その他の非常災害を受け、又はそのおそれがあるとき。

(防災計画等)

第15条 所長は、保育所の警備及び災害防止に関し防災計画を作成し、職員の特別職務分担を定めなければならない。

2 所長は、毎月1回以上児童の避難訓練を実施しなければならない。

(雑則)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第5号の規定にかかわらず、平成17年3月31日における保育料の納付については、なお合併前の松江市保育の実施に係る費用徴収規則（平成10年松江市規則第12号）、保育所保育料徴収規則（昭和43年鹿島町規則第10号）、美保関町立保育所保育料徴収規則（昭和39年美保関町規則第24号）、八雲村保育の実施及び保育料の徴収に関する規則（平成13年八雲村規則第7号）、宍道町立保育所保育料徴収規則（昭和50年宍道町規則第2号）又は八束町立保育所保育の実施に係る費用徴収規則（平成10年八束町規則第3号）の例による。

附 則（平成17年3月31日松江市規則第284号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日松江市規則第322号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日松江市規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月12日松江市規則第1号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月12日松江市規則第2号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日松江市規則第14号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月29日松江市規則第54号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日松江市規則第31号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日松江市規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日松江市規則第55号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日松江市規則第50号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日松江市規則第57号)

この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日松江市規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日松江市規則第31号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日松江市規則第26号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日松江市規則第70号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。